髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 見

 高
 知
 市
 丸
 人

 一
 丁
 目
 2
 2
 日

 毎
 個
 2
 2
 回
 (

 少
 収
 日
 ・
 金
 曜日
 と

目 次

告 示		~-3
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令	(漁業管理課)	
	〈9・23掲示〉	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑		
な帰国の促進並びに永住帰国した中国		
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支		
援に関する法律による施術機関の指定	(福祉指導課)	1
○道路の区域変更 (3件)	(道 路 課)	1
○道路の供用開始	(")	1
○建築基準法による指定確認検査機関の		
指定の更新	(建築指導課)	2
公 告		
○土地改良区の設立の認可	(農業其般理)	-

高知県告示第773号の2

○土地改良区の解散の認可 ○都市計画の変更の図書の縦覧

くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別(令和2年9月)の数量を超えているため、同法第10条第2項の規定に基づき、令和2年9月23日から同月30日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

令和2年9月23日(掲示済)

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第792号

施術機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の指定をした。

令和2年10月6日

高知県知事 濵田 省司

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日	
甫木元 風 也	ほきもと接骨院	須崎市大間西町3 -32	令和2年9 月18日	

高知県告示第793号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年10月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和2年10月6日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

<u>X</u>	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町長者		前	17. 5	40
番2	字ヂゾオウ子丁4160 ⁻ 番 2		18. 1	40

高知県告示第794号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年10月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

区間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市若藤字東 葉1198番 1 から	紅前	10. 0	65

四万十市若藤字西苅		35. 6		
僧師田1268番1まで	後	}	65	
		67.0		

高知県告示第795号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年10月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町市野々 川字吹ノ谷山854番 1から		前	4. 3	135
川字吹	幡多郡黒潮町市野々 川字吹ノ谷山855番 3まで		7. 3	135

高知県告示第796号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年10月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

供	用	開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡 ノ谷山 幡多郡	1854 『黒	1番 朝町	l か 市野	。 マリ		135	令和2年10月6 日

高知県告示第797号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の23第1項の規定により指定確認検査機関の指定の更新をしたので、平成12年9月高知県告示第562号(建築基準法による指定確認検査機関の指定)の全部を次のように改正する。

令和2年10月6日

高知県知事 濵田 省司

- 1 指定確認検査機関の名称 公益社団法人高知県建設技術公社
- 2 指定確認検査機関の住所 高知市塩田町8番1号
- 3 指定(法第77条の18第1項に規定する指定をいう。以下同 じ。)の区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等 に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条第1号及び第 2号に掲げる区分

4 業務区域 (法第77条の18第2項に規定する業務区域をい う。)

高知県の全域

5 確認検査(法第77条の18第1項に規定する確認検査をい う。)の業務を行う事務所の所在地

高知市塩田町8番1号

6 更新後の指定の有効期間 令和2年9月22日から5年間

------公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を令和2年9月23日に認可した。 令和2年10月6日

高知県知事 濵田 省司

- 1 土地改良区の名称 庄毛土地改良区
- 2 認可番号

高知県土改第732号

3 その他

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。)、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、中村市古川土地改良区の解散を令和2年9月24日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。)、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年10月6日

高知県知事 濵田 省司

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により土佐清水市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和2年10月6日

高知県知事 濵田 省司

- 1 都市計画の種類土佐清水都市計画公園
- 2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び土佐清水市役所

C.